

郡山市告示第475号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成25年2月5日

郡山市長 原 正夫

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

郡山市待池台二丁目60番25（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）鉛及びその化合物

（2）砒素及びその化合物

